別記様式第二十九号一、二の(1)及び三中「印」を削り、記入注意を削る。

別記様式第三十号一及び二中「㊞」及び「(Seal)」を削り、同様式三中「印」及び「Seal」を削る。

別記様式第三十一号中「(印)（署名又は記名押印）」を削る。

別記様式第三十三号中「印」を削る。

別記様式第三十四号から別記様式第四十一号まで及び別記様式第四十五号から別記様式第四十七号までの様式中「(印)（署名又は記名押印）」を削る。

別記様式第四十八号及び別記様式第四十九号を次のように改める。

厚紙白紙
縦54ミリメートル
横86ミリメートル

様式第四十八号（第五十七条の二関係）

裏

家畜伝染病予防法（抄）

第五十一条（略）

2　農林水産大臣は、前章の規定を施行するため必要があると認めるときは、所持者等又は届出伝染病等の病原体を所持する者の必要な帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に立ち入つてその職員に、必要な限度において、監視伝染病病原体若しくはこれに汚染し、若しくは汚染したと認められた物を集取させることができる。

3　農林水産省の職員（家畜防疫官を除く。）は、前項の規定により、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

表

家畜伝染病予防法第五十一条第二項の規定による立入検査、質問又は集取をする職員の身分証明書

交付番号　第　　号

交付　　年　　月　　日

写　真

生年月日　　氏名　　官職